

# 横浜市要配慮者利用施設の避難 確保計画作成マニュアル

令和2年10月

(令和4年1月改定版)

横浜市総務局



# 目次

## 横浜市要配慮者利用施設の避難確保計画作成マニュアル

### 1 総則

---

#### 1-1 避難確保計画作成の必要性

#### 1-2 要配慮者利用施設の範囲

#### 1-3 避難確保計画を作成するために参考となる資料

### 2 浸水編

---

#### 2-1 避難確保計画について

#### 2-2 浸水時の体制

##### 2-2-1 防災体制について

##### 2-2-2 浸水に備える

##### 2-2-3 従業員等の教育・訓練

##### 2-2-4 利用者への啓発

##### 2-2-5 連絡体制の整備

##### 2-2-6 情報収集・伝達

#### 2-3 防災体制の確立

##### 2-3-1 警戒体制

##### 2-3-2 避難体制

##### 2-3-3 非常体制

##### 2-3-4 各体制時の業務内容（例）

### 3 土砂編

---

#### 3-1 避難確保計画について

#### 3-2 土砂災害時の体制

##### 3-2-1 防災体制について

- 3-2-2 土砂災害に備える
- 3-2-3 従業員等の教育・訓練
- 3-2-4 利用者への啓発
- 3-2-5 連絡体制の整備
- 3-2-6 情報収集及び伝達

### 3-3 防災体制の確立

- 3-3-1 警戒体制
- 3-3-2 避難体制
- 3-3-3 非常体制
- 3-3-4 各体制時の業務内容（例）

## 4 参考

---

### 4-1 作成の背景

### 4-2 浸水の危険性

### 4-3 土砂災害の危険性

## 5 避難確保計画の作成

---

## 6 施設内掲示資料の作成・掲示（提出不要）

---

# 1 総則

## 1-1 避難確保計画作成の必要性

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成しなければならないとされています。また、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成しなければならないとされています。

このマニュアルを基にして避難確保計画を作成してください。なお、厚生労働省令等に基づく地震等の災害に対処するための具体的な計画の中に「洪水時・土砂災害時の避難確保計画」の項目を追加することも可能です。その場合は当該避難確保計画とすることもできます。

## 1-2 要配慮者利用施設の範囲

横浜市防災計画で定める要配慮者利用施設の範囲は、浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内にあるもので、次のとおりです。

要配慮者利用施設の範囲	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等の社会福祉施設（※1） 2 病院、診療所の医療施設（有床に限る。） 3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）
-------------	--

前記「要配慮者利用施設の範囲」表中（※1）の、具体的な施設の種類の、概ね次のとおりとします。

高齢者施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、老人短期入所施設、老人福祉センター、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者保養研修施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設
児童福祉施設等	保育所、幼保連携型認定こども園、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童厚生施設、児童家庭支援センター、放課後児童クラブ
障害児・者施設等	障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）、障害者支援施設、地域活動支援センター、身体障害者福祉センター、障害者更生センター、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター（地域療育センター）、障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス）、福祉ホーム、障害者ショートステイセンター、中途障害者地域活動センター、障害者地域活動ホー

	ム、総合リハビリテーションセンター、障害者スポーツ文化センター横浜ラポール、障害者グループホーム、短期入所施設、精神障害者生活支援センター
その他福祉施設	小規模保育事業、家庭的保育事業、横浜保育室、認可外保育施設、社会福祉センター、地域ケアプラザ、福祉保健活動拠点、福祉保健研修交流センター、福祉機器支援センター、隣保館、宿泊施設、地域子育て支援拠点

なお、避難確保計画を作成しなければならない要配慮者利用施設については、市防災計画「資料編」に、その名称及び所在地を掲載します。市防災計画の閲覧については、市立図書館、各区役所総務課又は総務局危機管理室等でご覧いただけます。

また、本市ホームページで公開しています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/keikaku/20140221173341.html>

## 1-3 避難確保計画を作成するために参考となる資料

### 1 わいわい防災マップ

#### ○洪水・高潮警戒区域対象の施設

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/PositionSelect?mid=65>

#### ○土砂災害警戒区域対象の施設

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/PositionSelect?mid=63>

### 2 その他浸水想定区域

横浜市内の浸水想定区域の確認

#### ○国土交通省ホームページ：洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップ

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/>

#### ○神奈川県ホームページ：県内河川の「洪水浸水想定区域図」等について

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3747/>

#### ○横浜市ホームページ：洪水ハザードマップ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/flood-hmap/>

### 3 その他土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設向け

横浜市内の土砂災害警戒区域の確認

#### ○神奈川県ホームページ：神奈川県土砂災害情報ポータル

<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

#### ○横浜市ホームページ：土砂災害ハザードマップ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/gake/gake/hmap/>

## 2 浸水編

### 2-1 避難確保計画の内容について

浸水想定区域内の要配慮者利用施設が、避難確保計画で定めるべき事項は、次のとおりです。

- ① 洪水時等の防災体制に関する事項
- ② 洪水時等の避難の誘導に関する事項
- ③ 洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ④ 洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤ 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置した場合に限る。）
- ⑥ その他、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

なお、防災体制等については、消防法に基づく「消防計画」等を参考に作成してください。

（水防法施行規則第16条、）

### 2-2 浸水時の体制

利用者や従業員等を施設で迅速に避難させるための計画を策定します。また、浸水に備えた設備等の対策や資機材を使用した対応等が必要となる可能性もあるため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が事前に防災体制を確立して、それぞれの役割を定めておきます。

#### 2-2-1 防災体制について

##### 1 活動体制の確立

台風や集中豪雨による洪水で、施設が浸水する危険がある場合に、利用者や従業員等の迅速が安全に避難できるように、防災体制を確立してください。

防災体制の例は、2-3のとおりです。

#### 2-2-2 浸水に備える

##### 1 施設の整備

要配慮者利用施設の浸水時における避難経路は、施設の地理的条件などを考慮します。

そのため、洪水時等の避難場所（必要に応じて緊急時の避難先）及び避難経路をハザードマップ等で確認しておきます。



また、要配慮者利用施設が鉄筋コンクリート造り等の堅牢な建物であり、区域の想定浸水深以上の高さに利用者と従業員が避難できるスペースがある場合は、そこに避難（上階への屋内避難）することも計画に入れてください。

施設的环境と周囲の状況を確認し、避難先までの避難経路図を作成します。

災害時に避難する場所が民間施設の場合はあらかじめ連絡しておきます。

なお、風水害時の避難場所と地震災害時の避難所は一致しない事があり、風水害時の避難場所は、警報の状況によって必ず開設されるとは限りません。施設所在区のホームページを確認するようにしてください。

## 2 資機材の準備

備えておきたい主な資機材は、次のとおりです。これらの資機材は、常に使用できる状態に保つために定期的な点検や整備を行い、適正な保管に努めましょう。

また、保管場所を周知して、誰もが使える状態にしておきます。

備 蓄 品	
情報収集 ・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料
施設内の 一時避難	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり__ℓ） <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり__食分） <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具 <input type="checkbox"/> 救急セット
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> 常備薬
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも <input type="checkbox"/> 粉ミルク <input type="checkbox"/> アレルギー 対応食
その他	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 土のう <input type="checkbox"/> 止水版 <input type="checkbox"/> （ )

## 3 自衛水防組織の設置

浸水危険時の対応には、気象や河川水位等に関する情報の収集、施設利用者への危険情報の伝達・周知、避難誘導、防災関係機関への情報連絡等があり、それぞれの対応方法や体制について事前に計画しておくこと迅速・円滑な避難行動が行えます。

このため、避難確保計画の作成に併せて、自衛水防組織を設置し、その組織体制



や役割を定めておくとよいでしょう。

## ■ 自衛水防組織の編成

統括管理者を中心に、利用者の安全の確保を図ります。

### ○ 統括管理者

総括責任者として、情報収集・伝達、警戒活動、避難誘導等について、各班に対し必要な判断や指示を行います。

### ○ 総括・情報班

統括管理者を補佐し、総括管理者の判断、指示に必要な各種情報を収集するほか、統括管理者の指示を各班に伝達するなど、全体の総合調整等を行います。

収集する情報は、気象・洪水情報、河川の水位状況、避難情報等でテレビ・ラジオ、インターネット等を活用し収集するとともに、地表の降雨の状況や施設の浸水状況などについて収集します。

### ○ 避難誘導班

浸水に備え、避難経路の点検・確認や拡声器、懐中電灯等、避難誘導や施設への浸水を防ぐのに必要な資機材を準備します。また、浸水時には、施設利用者等を安全な場所に避難誘導します。

平常時は、浸水を想定した避難経路の設定や、安全な避難先などについての確認を実施します。

## **2—2—3 従業員等の教育・訓練**

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、従業員等が平常時から備えるべきことや、分担して協力すべき浸水への対策について、何をすべきか事前に把握できるようにしておいてください。

また、避難する際の災害時要配慮者への配慮についても、施設全体で協力していくため防災教育・訓練を行いましょう。

### **1 防災教育**

防災教育は以下の事項について行います。

- (1) 施設の立地条件、避難経路、過去の災害の周知
- (2) 収集する情報及び収集方法、伝達方法
- (3) 避難確保計画の内容の周知 など

## 2 防災訓練

防災訓練は以下の事項について行います。

- (1) 情報収集及び伝達訓練
- (2) 避難訓練
- (3) 資機材取扱い訓練

など

※ なお訓練を実施する際は、より実効性のある訓練ができるよう訓練の実施方法等をまとめた「要配慮者利用施設における避難確保計画に基づく避難訓練の手引き」をご参照下さい。

### 2—2—4 利用者への啓発

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者が安全に過ごせるように、当該施設の浸水時の危険性や、その際の避難時における対応策などを利用者へ周知します。

### 2—2—5 連絡体制の整備

#### 1 従業員等

夜間や休日の人員が十分に確保できない場合に備え、事前に緊急連絡網等を用意し、連絡手段についても検討しておきます。連絡手段等については、関係者に事前に共有するほか、必要な箇所に標示等しておきます。

また、深夜など、所有者や管理者が不在の際の連絡先も用意しておきます。

#### 2 消防などの公的機関

施設に浸水が始まり、避難を開始したにもかかわらず、万が一、人が取り残される、又はその可能性がある場合には、早急に消防署などに連絡をします。

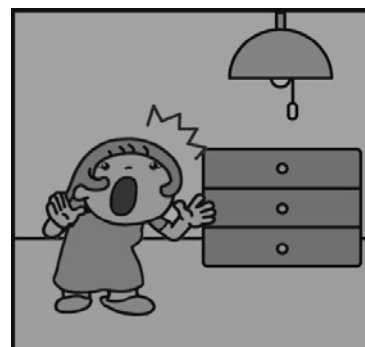
#### 3 利用者の家族等

避難場所へ避難した場合等のために、利用者の家族等の連絡網も用意しておきます。

#### 【浸水による電気設備等の停電について】

浸水するおそれのある場所に電気設備がある施設では、浸水した場合、施設全体の停電が発生することが想定されます。その際、エレベーターは作動しなくなります。万が一エレベーター等に乗りに合わせていた場合には、閉じ込めの被害にあうことも考えられます。

浸水したときの避難にはエレベーターの使用はしないようにしましょう。また、停電により防火扉や防火シャッターが閉まってしまう可能性があります。避難経路を考える際は、この点にも注意して考えましょう。



## **2-2-6 情報収集・伝達**

- 横浜市危機管理室ホームページで気象情報等を入手する。(防災情報のページ)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosai/information.html>

### 【掲載メニュー一例】

一般気象情報（警報注意報、天気予報、天気図、レーダ、台風、降水予測、アメダス、気象衛星画像、防災気象情報 など）、レインアイよこはま、港湾局潮位情報 など

- 横浜市防災情報Eメールで防災情報等を入手する。

あらかじめ登録したアドレスに防災情報等を電子メールで配信します(1500文字以内)。気象情報や河川水位情報は登録状況に応じて自動配信されます。

### 【登録方法】

下記アドレスにメールを送信すると案内メールが届きます。案内メールの手順にしたがい登録してください。

[entry-yokohama@bousai-mail.jp](mailto:entry-yokohama@bousai-mail.jp)

- ツイッターで災害関連情報を入手する。

横浜市では、災害関連情報をお知らせするため、Twitter（ツイッター）を利用しています。

インターネットを利用できる環境（パソコンやスマートフォン、携帯電話など）があれば、誰でも読むことが可能です。

アカウント URL:[https://twitter.com/yokohama\\_saigai](https://twitter.com/yokohama_saigai)

- 河川水位情報をホームページで確認する。

<http://mizubousaiyokohama.jp>

- テレビやラジオの気象情報を確認する

- 区役所から提供する緊急情報等

横浜市防災計画「資料編」に施設の名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、施設が所在する区役所から、次の情報<sup>(※)</sup>をFAX又は電子メールで配信いたします。

(※) 次の情報のうち、当該施設に関する情報に限ります。

## <区役所から提供する緊急情報等の一覧>

洪水予報等	<ol style="list-style-type: none"><li>1 大雨警報、大雨特別警報、洪水警報、高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報、津波注意報、津波警報、大津波警報</li><li>2 鶴見川洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）</li><li>3 多摩川洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）</li><li>4 水位情報周知河川における避難判断水位（洪水特別警戒水位）到達情報</li><li>5 レベル3（高齢者等避難）、レベル4（避難指示）及びレベル5（緊急安全確保措置）の指示</li><li>6 その他、浸水対策上、有効な情報</li></ol>
-------	---

土砂災害に関する情報等	<ol style="list-style-type: none"><li>1 大雨警報、大雨特別警報</li><li>2 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報</li><li>3 レベル3（高齢者等避難）、レベル4（避難指示）及びレベル5（緊急安全確保措置）の指示</li><li>4 その他、土砂災害対策上、有効な情報</li></ol>
-------------	--

## 2-3 防災体制の確立

防災体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、次の内容を参考に、施設の実情に応じて設定します。

### 2-3-1 警戒体制

この体制の設置の目安となる基準は次のとおりです。

- ・大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報が発表されたとき
- ・台風の襲来や大雨が予想されるとき
- ・今後、浸水のおそれが予想されるとき

浸水が発生する危険性が高い場合に、素早い対応等ができるよう、常に連絡が取れる状態にしておくことが大切です。情報収集や浸水対策を行うなど、実際に活動する場合に素早い体制を確立できるよう準備しておきましょう。

## **2-3-2 避難体制**

この体制の設置の目安となる基準は次のとおりです。

- ・大雨警報、洪水警報、高潮警報が発表されたとき
- ・〇〇川（〇〇地点）氾濫注意情報が発表されたとき
- ・**レベル3（高齢者等避難）、レベル4（避難指示）**が発令されたとき
- ・鶴見川・多摩川洪水予報（洪水警報）が発表されたとき
- ・水位周知河川で避難判断水位の到達情報や氾濫警戒情報が発表されたとき

前記のような場合は、迅速・的確な情報の収集とあわせて適時適切な利用者の避難が必要となります。**特にレベル3（高齢者等避難）**やレベル4（避難指示）の情報には、十分注意しておきましょう。

## **2-3-3 非常体制**

この体制の設置の目安となる基準は次のとおりです。

- ・大雨特別警報、高潮特別警報が発表されたとき
- ・その他、高潮や津波等での浸水がすでに始まっているとき
- ・レベル5（緊急安全確保措置）が発令されたとき

すでに浸水が始まっている、夜間や大雨などで足下がよく見えないなど屋外への避難が危険な場合は、無理に避難場所へ移動せず施設建物の上階に一時的に待避するか、近隣建物の2階以上の階など、安全な場所へ避難しましょう。

なお、レベル5は発令されない場合がありますのでご注意ください。

## 2-3-4 各体制時の業務内容（例）

活動内容について、実際の状況を例にとり紹介します。

	事柄	対応する班など	活動内容
警戒体制	大雨注意報発表 洪水注意報発表 高潮注意報発表	情報収集伝達要員	統括管理者から各班に連絡（体制確立）
			気象情報の入手 ・テレビ・ラジオ・インターネット ・防災情報Eメール
			・利用者などへの館内放送 ・入院（所）者家族などへの連絡
			引き続き気象情報の入手
		降雨の様子や浸水の状況などを監視	
		避難誘導要員	・資機材の準備・避難経路の確認 ・必要に応じて地域への協力依頼
避難体制	大雨警報発表 洪水警報発表 高潮警報発表 <b>レベル3（高齢者等避難）発令</b> 土砂災害警戒情報発表 レベル4（避難指示）発令	情報収集伝達要員	館内放送等（利用者などに発令内容等を伝達）
			避難に関する指示を伝達
		避難誘導要員	利用者を避難先に避難誘導
			・避難状況の把握・避難誘導 ・必要に応じて地域への協力依頼
非常体制	施設への著しい浸水など 大雨特別警報発表 高潮特別警報発表 レベル5（緊急安全確保措置）発令	情報収集伝達要員	消防署などの公的機関に応援を要請

## 3 土砂編

### 3-1 避難確保計画について

要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成してください。

土砂災害危険区域内の要配慮者利用移設は避難確保計画で定めるべき事項は、次のとおりです。

- ① 土砂災害発生時の防災体制に関する事項
- ② 土砂災害発生時の避難の誘導に関する事項
- ③ 土砂災害発生時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ④ 土砂災害発生時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤ その他、土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(土砂災害防止法施行規則第5条の2)

なお、防災体制等については、消防法に基づく「消防計画」等を参考に作成してください。

### 3-2 土砂災害時の体制

利用者や従業員等を施設で迅速に避難させるための計画を策定します。また、土砂災害に備えた設備等の対策や資機材を使用した対応等が必要となる可能性もあるため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が事前に防災体制を確立して、それぞれの役割を定めておきます。

#### 3-2-1 防災体制について

台風や集中豪雨により、土砂災害が発生するおそれがある場合に、利用者や従業員等が安全に避難できるように、防災体制を確立してください。

防災体制の例は、3-3のとおりです。

#### 3-2-2 土砂災害に備える

##### 1 施設の設備

要配慮者利用施設の土砂災害時における避難経路は、施設の地理的条件を考慮します。

そのため、土砂災害時の避難場所、避難経路を土砂災害ハザードマップで確認しておきます。

また、要配慮者利用施設が鉄筋コンクリート造り等の堅牢な建物であり、がけ等

の反対側の2階以上かつ土砂災害警戒区域にかからない位置に避難できるスペースがある場合は、そこに避難（上階への屋内避難）することも計画に入れてください。

施設的环境と周囲の状況を確認し、避難先までの避難経路図を作成します。

## 2 資機材の準備

資機材の準備については、浸水編の2-2-2を参照してください。

### **3—2—3 従業員等の教育・訓練**

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、従業員等が平常時から備えるべきことや、分担して協力すべき土砂災害への対策について、何をすべきか事前に把握できるようにしておいてください。

また、避難する際の災害時要配慮者への配慮についても、施設全体で協力していくため防災教育・訓練を行いましょう。

#### 1 防災教育

防災教育は以下の事項について行います。

- (1) 施設の立地条件、避難経路、過去の災害の周知
- (2) 収集する情報及び収集方法、伝達方法
- (3) 避難確保計画の内容の周知
- (4) 土砂災害の前兆現象の周知                    など

#### 2 防災訓練

防災訓練は以下の事項について行います。

- (1) 情報収集及び伝達訓練
- (2) 避難訓練
- (3) 資機材取扱い訓練                    など

※ なお訓練を実施する際は、より実効性のある訓練ができるよう訓練の実施方法等をまとめた「要配慮者利用施設における避難確保計画に基づく避難訓練の手引き」をご参照下さい。

### **3—2—4 利用者への啓発**

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者が安全に過ごせるように、当該施設の土砂災害発生時の危険性や、その際の避難時における対応策などを利用者へ周知します。



## **3—2—5 連絡体制の整備**

### **1 従業員等**

夜間や休日の人員が十分に確保できない場合に備え、事前に緊急連絡網等を用意し、連絡手段についても検討しておきます。連絡網や連絡手段について関係者に配布又は周知するほか、必要な箇所に標示等しておきます。

また、深夜など、所有者や管理者が不在の際の連絡先も用意しておきます。

### **2 消防などの公的機関**

避難を開始したにもかかわらず、土砂災害が発生し、万が一、人が取り残される、又はその可能性がある場合には、早急に消防署などに連絡をします。

また、崖が崩れたり、危険な兆候を察知した場合にも消防へ通知します。

### **3 利用者の家族等**

避難場所へ避難した場合等のために、利用者の家族等の連絡網も用意しておきます。

## **3—2—6 情報収集・伝達**

情報収集については、浸水編の2—2—6を参照してください。

## **3—3 防災体制の確立**

防災体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、次の内容を参考に、施設の実情に応じて設定します。

### **3—3—1 警戒体制**

この体制の設置の目安となる基準は次のとおりです。

- ・大雨注意報が発表されたとき
- ・台風の接近や大雨が予想される時

土砂災害が発生する危険性が高い場合に、素早い対応等ができるよう、常に連絡が取れる状態に保っておく体制です。情報収集を行うなど、実際に活動する場合に素早い体制を確立できるよう準備しておきます。

### **3—3—2 避難体制**

この体制の設置の目安となる基準は次のとおりです。

- ・大雨警報が発表されたとき
- ・土砂災害警戒情報が発表されたとき
- ・**レベル3（高齢者等避難）**、レベル4（避難指示）が発令されたとき

前記のような場合は、迅速・的確な情報の収集とあわせて適時適切な利用者の避難が必要となります。**特にレベル3（高齢者等避難）**やレベル4（避難指示）の情報には、十分注意しておきましょう。

### **3—3—3 非常体制**

この体制の設置の目安となる基準は次のとおりです。

- ・大雨特別警報が発表されたとき
- ・レベル5（緊急安全確保措置）が発令されたとき

夜間や大雨などで足下がよく見えない等屋外への避難が危険な場合は、無理に避難場所へ移動せず施設建物の上階に一時的に待避するか、近隣建物の2階以上の階など、安全な場所へ避難しましょう。

なお、レベル5は発令されない場合がありますのでご注意ください。

### **3—3—4 各体制時の業務内容（例）**

浸水編の2—3—4を参照してください。

## 4 参考

### 4-1 作成の背景

---

近年、台風や集中豪雨等により全国各地で河川の洪水処理能力を超える豪雨災害が頻発しています。横浜市においても、平成 16 年 10 月に台風第 22 号の直撃を受けましたが、この際、横浜駅西口周辺において、大規模な浸水被害が発生しました。また、平成 26 年 10 月の台風第 18 号では、市内各地で土砂災害が発生しました。こうした浸水被害、土砂災害が発生した場合、要配慮者利用施設では、利用者の避難に多くの時間を要する場合がありますことから、深刻な被害が発生するおそれがあります。

このような背景のもと、平成 29 年 6 月に水防法及び土砂災害防止法が一部改正され、浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、「避難確保計画」の作成、「訓練」の実施が義務付けられました。

被害の軽減を図るためには、要配慮者利用施設の所有者又は管理者による、浸水発生時、土砂災害発生のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難体制等の整備が不可欠です。

本マニュアルは、水防法第 15 条または土砂災害防止法第 8 条に基づき、横浜市防災計画「資料編」にその名称及び所在地が定められた、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を作成するために必要な防災体制や情報収集、避難誘導、防災訓練等について記載しています。

### 4-2 浸水の危険性

---

#### 他都市での被災状況

##### ■ 令和 2 年 7 月豪雨

令和 2 年 7 月の豪雨災害では、熊本県球磨村の球磨川の支流近くにある特別養護老人ホームが浸水しました。浸水による濁流等により逃げ遅れた入居者 14 名がお亡くなりになりました。

##### ■ 平成 28 年 8 月の岩手県小本川の水害

平成 28 年 8 月の台風第 10 号により、岩手県岩泉町を流れる小本川と清水川において溢水、越水、決壊が発生し、広範囲で浸水が発生しました。これにより、近隣のグループホームでは、逃げ遅れた入居者 9 名がお亡くなりになるなど、大きな被害が発生しました。

## ■ 平成 22 年 10 月の奄美豪雨災害

平成 22 年 10 月の奄美豪雨災害では、鹿児島県奄美市内のグループホームが浸水し、施設の職員が懸命な救出活動を行ったものの、入居者 9 名のうち 2 名がお亡くなりになりました。

### 4-3 土砂災害の危険性

#### 1 土砂災害とその特性とは

土砂災害とは、急傾斜地の崩壊や、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因として人の生命又は身体に生ずる被害のことで、大雨や地震等が引き金となって土砂が大量に移動するものです。一旦発生すると人命に関する危険性が高く、毎年各地で大きな被害をもたらしています。

災害の特性は、

- ・突発的に大きな破壊力を持って発生する。
- ・発生場所や時刻、被害規模を正確に予測することが困難。
- ・地質、崩壊のしやすさ、地下水位などの条件が場所ごとに異なっており、この条件の変化を把握することが困難。

などがあげられます。

##### (1) 急傾斜地の崩壊

横浜市内で最も発生する可能性が高い土砂災害で、急な斜面が大雨などの影響で水分を含み、大量の土砂とともに崩れ落ちるものです（地震により発生する場合もあります。）。



##### (2) 土石流（どせきりゅう）

山の斜面から崩れた土や石、谷底にたまっていた砂利や石などが、大雨などの水と一緒に、一気に流れ出てくるものです。流れの急な川や沢があるところで起こることが多いのが特性です。



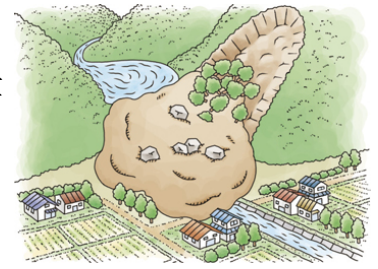
##### (3) 地滑り

斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によって、ゆっくりと斜面下部に向かって移動する現象で、広範囲にわたり発生するのが特性です。



#### (4) 河道閉塞による湛水

急傾斜地の崩壊や土石流等で崩れたり流されたりした大量の土砂が、川を塞いで水の流れをせき止める現象です。



## 2 土砂災害の前兆現象

土砂災害が発生する前にしばしば現れる前触れとなる現象です。主なものは次のとおりです。

- (1) がけにひび割れができる
- (2) 小石がパラパラと落ちてくる
- (3) がけから水が湧き出る
- (4) 樹木が傾く
- (5) 湧水が止まる、又は濁る
- (6) 山鳴り・地鳴りがする
- (7) 腐った土の匂いがする
- (8) 雨が降り続けているのに川の水位が下がる
- (9) 立木がさける音や石がぶつかり合う音が聞こえる



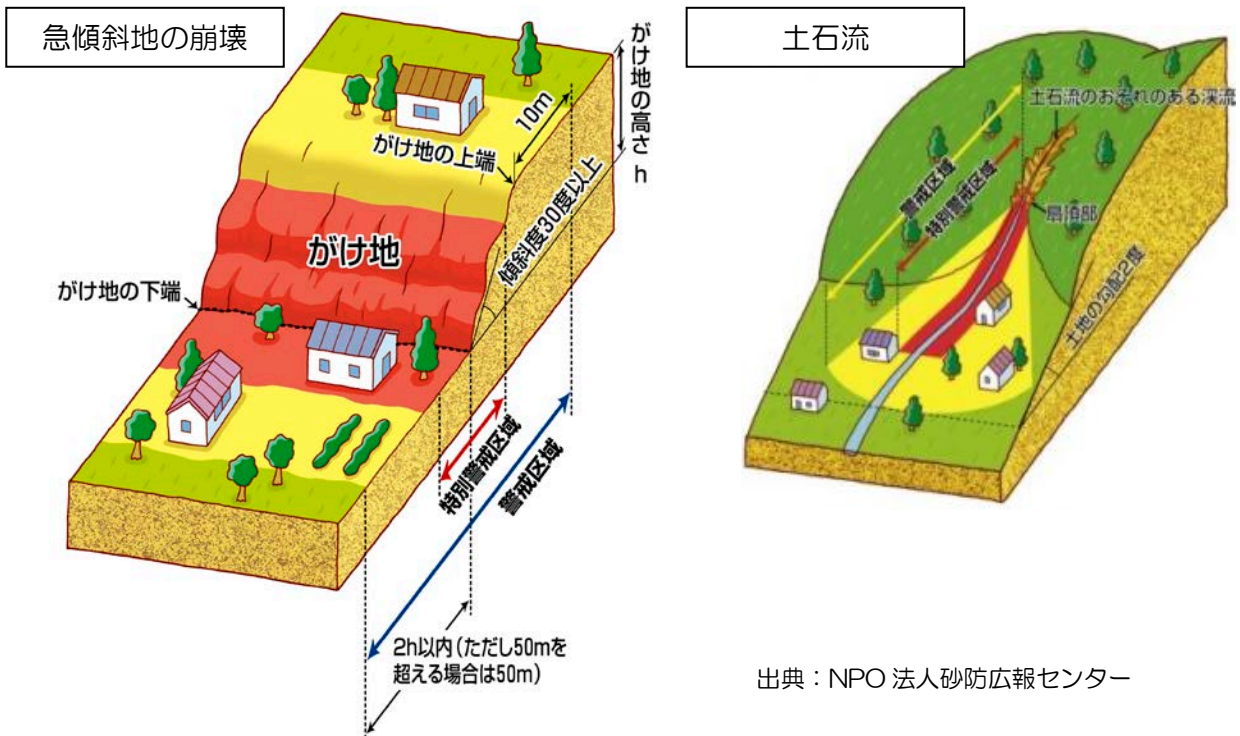
## 3 土砂災害のおそれのある場所

- (1) 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

斜面の崩壊などが発生した場合に、市民の生命身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のことです。

- (2) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域のことです。



◆土砂災害警戒区域指定要件◆

《急傾斜地の場合》

- ・傾斜度が 30 度以上であって、高さが 5 m 以上の区域
- ・崖地の上端から水平距離が 10m 以内の区域
- ・崖地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍（50m を超える場合は 50m）以内の区域

《土石流の場合》

- ・土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域

◆土砂災害特別警戒区域指定要件◆

急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

(3) 即時避難指示対象区域

横浜市では、崖崩れが発生した場合に人家に著しい被害を及ぼす可能性がある崖地をあらかじめ指定し、その周辺地域に対して「土砂災害警戒情報」の発表とともに「レベル 4（避難指示）」を発令します。

対象区域については、危機管理室のホームページで確認できます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/fusuigai/taifu/20160615135644.html>

# 5 避難確保計画の作成

施設名			
所在地			
連絡先	(電話)	(メール)	

チェック項目				ページ	施設	横浜市
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達						
①防災情報（気象情報・避難情報等）の、収集・伝達が記載されているか。					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②レベル3（高齢者等避難）の発令で、避難行動をとることとなっているか。					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③レベル3（高齢者等避難）の発令がない場合でも、避難の判断ができるよう、複数の判断材料を設定しているか。					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(イ) 避難誘導						
④施設の状況に応じた避難場所を設定するような計画となっているか。					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、施設の災害リスク情報を踏まえた避難経路の設定となっているか。					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥職員のみでの避難誘導に支障がある場合、地域の支援が得られるよう事前に調整されているか。					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(ウ) 施設設備						
⑦気象情報、避難情報等を入手するための設備が記載されているか。					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧夜間の避難が想定される場合、そのために必要な設備が記載されているか。					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨屋内避難を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか。					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(エ) 教育、訓練						
⑩教育・訓練の実施が設定されているか。					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(オ) 自衛水防組織（設置した場合のみ）						
⑪■自衛水防組織を統括する統括管理者が記載されているか。					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑫■情報収集及び伝達、利用者の避難誘導が自衛水防組織の業務として記載されているか。					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬■班体制について、班長班員が記載され、それぞれの任務が記載されているか。					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑭■自衛水防組織の構成員に対する、教育・訓練が上記（エ）に準じて設定されているか。					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

作成した避難確保計画の該当項目記載ページを記入

作成した避難確保計画の該当項目記載ページを記入

区役所	総務局危機管理室	経過欄



# 避難確保計画

浸水対策編 ・ 土砂災害対策編

【施設名： 】

令和 年 月 日 作成

## 『避難確保計画作成』について

### <水防法第15条の3第1項>

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

### <水防法第15条の3第2項>

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

### <土砂災害防止法第8条の2とは>

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

### <土砂災害防止法第8条の2第2項とは>

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。



## 様式編 目 次

以下の書類（様式等）を使って、避難確保計画を作成しましょう。  
作成した避難確保計画は、施設所在区の区役所総務課等へ提出してください。

### 必ず提出が必要な書類

○	避難確保計画提出時のチェックリスト	
○	避難確保計画の表紙	
1	計画の目的	} 様式 1
2	計画の報告	
3	計画の適用範囲	
	施設周辺の避難経路図	別紙 1
	施設内の避難経路図	別紙 2
4	防災体制	様式 2
5	情報収集・伝達	様式 3
6	避難誘導	様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	} 様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	

### 自衛水防組織を設置している場合のみ提出が必要な書類

9	自衛水防組織の業務に関する事項	様式 6
別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	} 様式 7
別表 1	「自衛水防組織の編成と任務」	
別表 2	「自衛水防組織装備品リスト」	

自衛水防組織を設置している場合のみ作成

### 施設内共有資料（行政への提出は必要ありません）

10	防災体制一覧表	様式 8
11	施設内掲示用資料（浸水想定区域内施設用）	様式 9
12	施設内掲示用資料（土砂災害警戒区域内施設用）	様式 10

1 計画の目的

この計画は、

水防法第15条の3第1項  
土砂災害防止法第8条の2

者の 洪水時等 の円滑か  
土砂災害が発生し、又は土砂災害が発生するおそれのある場合  
つ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

どちらかに○

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、

水防法第15条の3第2項  
土砂災害防止法第8条の2第2項  
に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報  
告する。

どちらかに○

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

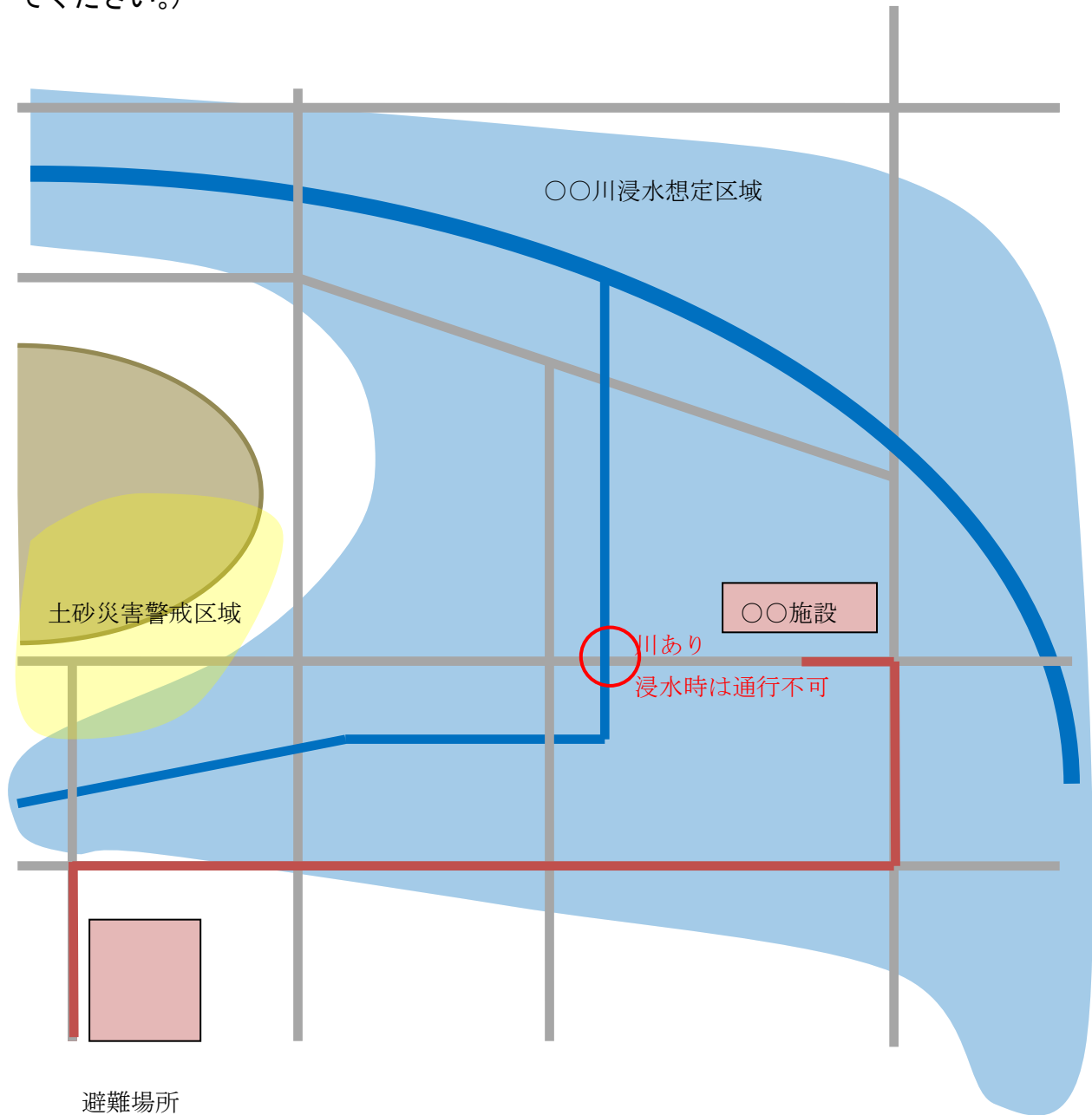
【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 名	昼間 名	休日 名	休日 名
夜間 名	夜間 名		

【施設周辺の避難経路図】

立ち退き避難経路図

立ち退き避難経路図例（避難場所、避難経路については様式 4 避難誘導の解説を参照してください。）

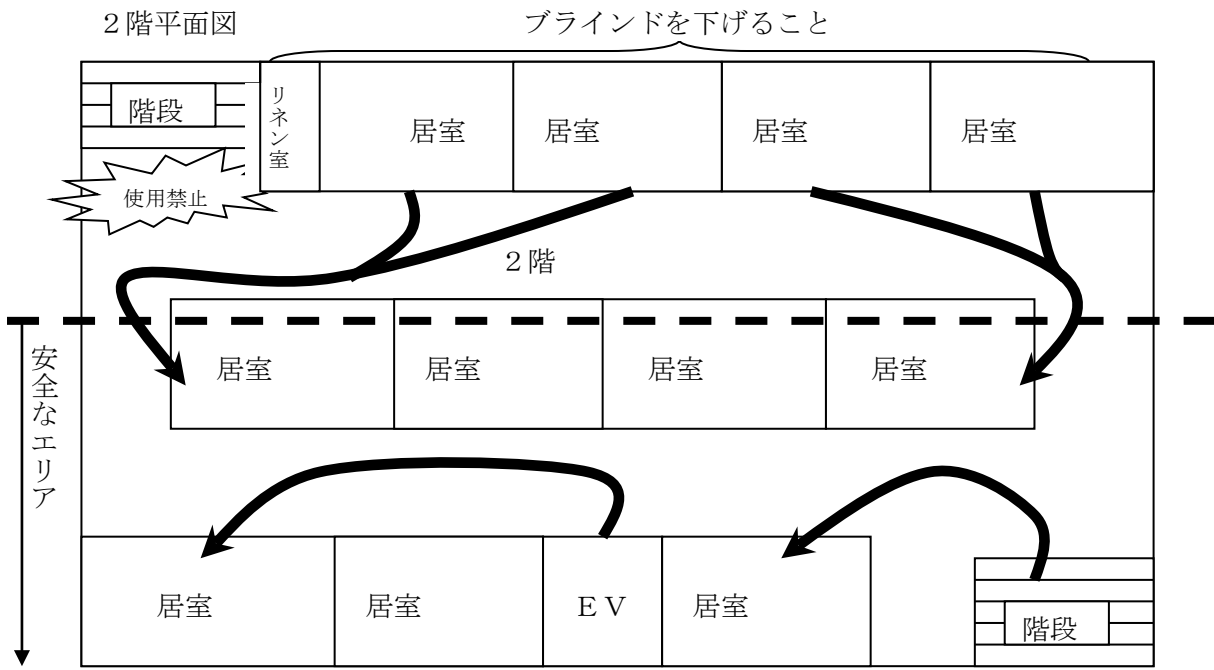
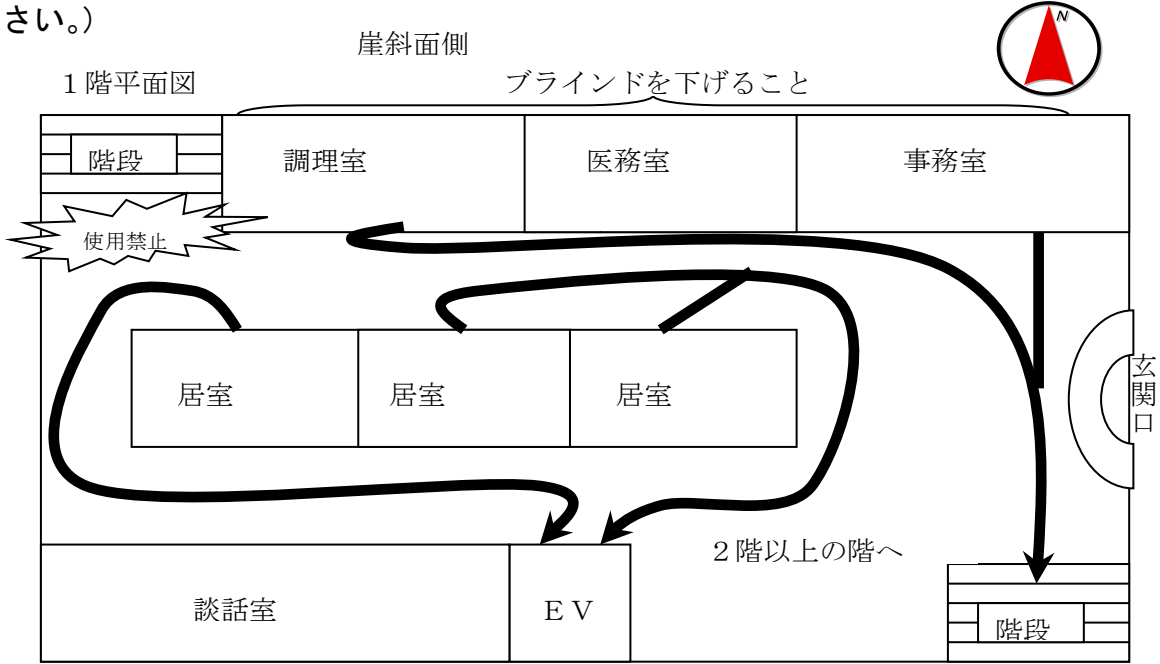


避難場所  
○○小学校

【施設内の避難経路図】

屋内避難経路図

屋内避難経路図例（避難場所、避難経路については様式4 避難誘導の解説を参照してください。）



4 防災体制②

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

	事柄	対応する班など	活動内容
警戒体制	大雨注意報発表 洪水注意報発表 高潮注意報発表	情報収集伝達要員	統括管理者から各班に連絡（体制確立）
			気象情報の入手 ・テレビ・ラジオ・インターネット ・防災情報Eメール
			・利用者などへの館内放送 ・入院（所）者家族などへの連絡
			引き続き気象 降雨の様子や
		避難誘導要員	・資機材の準備・避難経路の確認 ・必要に応じて地域への協力依頼
避難体制	大雨警報発表 洪水警報発表 高潮警報発表 レベル3（高齢者等避難）発令② 土砂災害警戒情報発表 レベル4（避難指示）発令	情報収集伝達要員	館内放送等（利用者などに発令内容等を伝達）
			避難に関する指示を伝達
		避難誘導要員	利用者を避難先に避難誘導
			・避難状況の把握・避難誘導 ・必要に応じて地域への協力依頼
非常体制	施設への著しい浸水など 大雨特別警報発表 高潮特別警報発表 レベル5（緊急安全確保措置）発令	情報収集伝達要員	消防署などの公的機関に応援を要請

職員のみで避難誘導に支障がある場合は、事前に地域の支援を得られるよう調整してください。

※当施設は、高齢者等避難が発令された段階で要配慮者の避難誘導を行う。③

また、河川水位や崖の状況に応じて、高齢者等避難の発令を待たずに避難の要否を判断する。

防災体制における担当と役割を記載する「防災体制一覧表」については、ひな形の様式8を活用して作成してください。この「防災体制一覧表」は、行政への提出の必要はありません。

#### 《防災体制》

浸水、土砂災害の発生のおそれがある場合の体制、体制ごとの活動内容、体制ごとの確立基準及び活動を実施する要員を検討・記載してください。

#### 《活動内容》

気象情報等の収集から避難誘導までの主な活動内容及びその順序について検討してください。

その際、児童の引き渡し等の比較的長時間を要する活動については、早期に避難を完了させる観点から、十分な時間を確保できる場合を除き、避難後に避難場所ですることが望ましいです。

複数の河川の浸水想定区域内に位置している施設においては、それぞれの河川の氾濫の危険性を考慮して検討してください。

#### 《体制の区分》

体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定してください。ただし、気象情報等の情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する必要があります。

#### 《体制の確立基準》

体制ごとの確立の基準は、河川からの氾濫水等の到達や、避難を完了するまでに要する時間等を考慮して設定してください。

避難指示が間に合わない場合等も想定して、体制確立の基準となる情報を複数設定し、いずれかに該当した場合に体制を確立します。

#### 《対応要員》

各活動を実施する要員を検討してください。

休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の従業員数や勤務状況を踏まえて、各活動を実施する要員を検討してください。

休日・夜間など、当該施設等の外にいる従業員等の非常参集にあたっては、氾濫水の到達時間や今までの水害実績等を勘案して参集ルートについて浸水・土砂災害の可能性のある箇所をさけるなど、従業員等の安全に配慮してください。

5 情報収集・伝達 ①

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットにより情報を収集する (収集する情報は浸水編の2-2-6を参照してください)</li> </ul>
洪水予報・河川水位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市危機管理室ホームページ (<a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyubohan/bousai-saigai/bosai/information.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyubohan/bousai-saigai/bosai/information.html</a>)</li> </ul>
レベル3 (高齢者等避難)、レベル4 (避難指示)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市防災情報Eメールに登録して情報を収集する。</li> <li>・テレビ・ラジオ等から情報を収集する。</li> <li>・施設周辺の状況を目で確認する。 ①</li> </ul>

《情報収集》

大規模な水害が発生した場合には、停電することが想定されます。停電時においても情報を収集できるようにしておく必要があります。

避難に備えて、周辺の水路が溢れていないか、道路が通行できるか等、あらかじめ確認しておくことが望ましいです。

浸水が始まっていないか、土砂災害の前兆が無いかなども注意してください。ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っている時には、外の様子を確認するために外出することは危険であるため、施設内から確認するなど、安全に配慮する必要があります。

収集した情報は、職員で共有しましょう。

## (2) 情報伝達

- ア 施設内の緊急連絡網等に基づき、また館内放送や掲示板などを用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- イ 緊急連絡網については別に定める。

### 《施設内連絡網》

緊急時における連絡体制（連絡網及び連絡方法）については、夜間や休日の従業員の勤務状況を踏まえ、あらかじめ定めておく必要があります。その際、一般には、体制ごとに情報を共有しておくべき者は異なる（体制が進むごとに共有すべき者は増える）ため、体制ごとに連絡体制を定めておくことが望ましいです（既存のものがあれば、そちらを活用することもできます）。

### 《利用者家族への連絡》

利用者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整しておき、避難や引き渡しに混乱を来さないようにすることが重要です。

外来診療を中止する場合、他病院の受診について案内するなど、連携する医療機関とあらかじめ調整を行っておくことが望ましいです。

入院(所)者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整しておき、避難に混乱をきたさないようにすることが重要です。

なお、利用者家族(入院(所)者家族)の避難状況によっては連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル」の利用等の連絡方法についても検討しておくが良いです。



## 避難誘導の流れ ④

施設利用者等を避難させる際、施設の災害リスク等に応じて避難行動を検討することが大切です。行政が開設する避難場所への避難だけが避難行動ではありません。

次のフローを参考に、どのような避難方法が適当なのかを考慮して計画を作成しましょう。

### 【注意事項】

本フロー図は、あくまで**避難方法検討の目安**です。浸水想定区域外でも浸水する場合や、想定される浸水深を上回る場合もあります。土砂災害警戒区域も同様です。屋内避難と判断した場合でも立ち退き避難を想定した準備をしましょう。

### ①あなたの施設の災害リスクを把握しましょう

区役所に置いてある『土砂災害ハザードマップ』と『洪水ハザードマップ』を確認して、施設にはどのような災害が起こりうるのか、確認しましょう。

上記のマップは市 HP でも公開しているほか、インターネット上の電子マップである『わいわい防災マップ』でもご確認いただけます。

洪水浸水想定区域に入っている場合

土砂災害警戒区域に入っている場合

### ②【浸水深の確認】（想定最大規模）

洪水ハザードマップ等を見て、施設のある地域にはどのくらいの水が浸入してくるのかを確認しましょう

浸水深：\_\_\_\_\_m ～ \_\_\_\_\_m

### ②【土砂災害の恐れのある部分（危険な場所）の確認】

土砂災害ハザードマップ等を見て、自分の施設のどの部分に土砂災害の恐れがあるのかを確認しましょう

### 基本的には立ち退き避難

立ち退き避難がかえって危険な場合

### ③【施設の構造を確認】

鉄筋コンクリートなどの堅牢な建物で、上階がありますか？

### ③【施設の構造を確認】

鉄筋コンクリートなどの堅牢な建物で、上階がありますか？

堅牢で上階あり

その他の施設

その他の施設

堅牢で上階あり

④浸水しても施設内で安全確保できますか？  
※考え方参照

できる

できない

### 【立ち退き避難が必要】

災害が発生した後に立ち退き避難がかえって危険な場合は、あらかじめの避難が必要です。

④土砂災害が発生しても施設内で安全確保できますか？  
※考え方参照

※考え方参照

ない

ある

【屋内避難が必要】

※施設内の安全確保の考え方（例）

- ① 屋内避難場所の高さが、想定される浸水深よりも高い場合  
例）屋内避難場所の高さが3 mで、想定される浸水深が0.5m  
→屋内避難で安全確保できると判断できる
  
- ② 屋内避難場所の高さが、想定される浸水深よりも低い場合  
例）屋内避難場所の高さが3 mで、想定される浸水深が5 m  
→屋内避難で安全確保できない
  
- ③ 屋内避難場所が土砂災害警戒区域外であり、建物の崩壊および土砂の流入の危険がない場合  
→屋内避難で安全確保できると判断できる

6 避難誘導 ④

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合には、屋内で安全確保を図るものとする。その場合用に、備蓄物資を用意する。

⑤	名 称	移動距離	移動手段
立ち退き 避難場所	〇〇区〇〇町「〇〇」	( ) m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 ( ) 台
屋内避難 (屋内安全確保)	本施設〇階	風水害時に開設しない公的施設もあります。この場合、付近の民間ビルなどへ逃げられないか周辺施設も確認してください。	

《立ち退き避難場所》

立ち退き避難とは、災害の危険がある場所を離れ、災害の危険性のない堅牢な建物へ避難することです。

立ち退き避難場所については、必ずしも行政が開設する避難場所とする必要はありません。安全が確保できる提携施設等を避難場所とする等、検討してください。行政が開設する避難場所については、市区のウェブページ等で確認します。

※風水害時に開設される避難場所は「横浜市 風水害時に開設される避難場所」で検索

【立ち退き避難場所へ車で避難する時の注意点】

令和元年の台風19号では、車で避難中に道路の冠水や崩落で亡くなったケースが多くありました。車を活用した避難や、避難に支援を必要とする方の送迎については、早い段階で実施しましょう。また、行政が開設する避難場所への車の駐車は原則禁止となります。

《屋内避難場所》

屋内で安全が確保できる避難場所を設定してください。

立ち退き避難場所、屋内避難場所、両方を設定しておきましょう。

避難フローにおいて立ち退き避難を想定している場合でも、既に河川の氾濫や土砂災害が発生しており立ち退き避難を実施することが困難である場合には屋内避難を実施する必要があります。また屋内避難を想定している場合でも、想定以上の浸水等により立ち退き避難を実施する必要がある場合もあります。

(2) 避難経路 ⑤

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 及び別紙 2」のとおりとする。

《立ち退き避難経路》

避難経路は、施設の地理的条件などを考慮することが必要となります。土砂災害危険箇所やアンダーパスを確認します。

避難経路を洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップで確認しておきます。

避難経路については、河川等からの氾濫水が到達していなくても、内水による浸水が発生していることも考えられることから、避難する人数等も考慮して、可能な限り標高が高い道路を選定することが望ましいです。

《屋内避難経路》

上層階への(一時)避難の場合は、施設内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定します。なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意してください。土砂災害警戒区域側の窓のカーテンを閉める等の対応も行います。

(3) 避難誘導 ⑤ **様式 1 を基に○があるか**→ 浸水

避難場所までの移動距離及び移動手段は、周辺の土砂災害の状況や利用者の健康状態等により「○○」避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設の○階へ避難する。

(4) 立ち退き避難誘導方法 ⑤

ア 以下の事項について利用者に説明するとともに、落ち着いて避難するよう呼びかける。

(ア) 施設への浸水土砂災害の危険に関すること。←**様式 1 を基に○があるか**

(イ) 避難を開始すること。

(ウ) 誘導員の指示に従うこと。

(エ) エレベーター等は使用しないこと。

イ 避難場所(○○区○○町「○○」)までの順路、道路状況について説明する

ウ 避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。

エ 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

オ 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別できよう誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。

カ 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

キ 施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

(5) 屋内避難誘導における注意点

- ア エレベーターを使用する際は、浸水で使用できなくなるリスクを考慮し、早めの避難を実施する。
- イ 階段での避難を想定している場合は、大人数による車いす等の持ち上げなど、日頃から訓練しておく。
- ウ ハザードマップ等を活用し、浸水する深さよりも避難する階の高さが上回っていることを事前に確認しておく。
- エ 土砂災害警戒区域を考慮し、区域外のなるべく上階の部屋への避難を検討する。

7 避難の確保を図るための施設の整備

避難の長期化に備えた備蓄、情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材等については、下表「避難確保資機材等一覧」に示すとおりである。これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。また備蓄品や資機材等については、屋内における避難場所に保管することとする。⑦

避難確保資機材一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料 ⑧
施設内の一時避難	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり__ℓ） <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり__食分） <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具 <input type="checkbox"/> 救急セット ⑨
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも <input type="checkbox"/> 粉ミルク <input type="checkbox"/> アレルギー対応食
その他	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 土のう <input type="checkbox"/> 止水版 <input type="checkbox"/> （ ）

《資機材の整備》

情報収集・伝達及び避難誘導に使用する施設又は資機材について記載し、記載した資機材は計画と併せて整備・備蓄しておいてください。

夜間も利用者が施設内に滞在する施設については、停電時における避難誘導の際に使用する懐中電灯や予備電源等の施設又は資機材について検討し記載してください。

《食料等の備蓄》

上層階に一時避難した場合には、浸水の長期化や孤立によって、水や食料の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な物資の備蓄や、区役所・消防機関等との連絡体制の確保、医療施設についてはカルテのバックアップ、最低限必要な照明等の準備、医療機器のための自家発電設備等の準備を整えておくなど、留意が必要です。

## 8 防災教育及び訓練の実施 ⑩

- ・ 毎年\_\_\_月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・ 毎年\_\_\_月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

ここでは、入居者等を避難場所まで安全に避難誘導するための訓練（避難誘導訓練）や、関連する教育の機会が設定してください。

できるだけ、水害や土砂災害の危険性が高まる出水期（6月1日から10月31日）までに施設職員の対応力が高まるよう、教育、訓練の時期を設定してください。

また、訓練実施にあたっては「要配慮者利用施設における避難確保計画に基づく訓練の手引き」を参照してください。

本市ホームページ URL:

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/fusuigai/20180313141643.html>

**9 自衛水防組織の業務に関する事項 ⑪～⑭**

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
  - ア 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。⑭
  - イ 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。⑭
- (3) 自衛水防組織の報告  
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

※ 自衛水防組織を設置する場合には、様式7を参考に加筆・修正してください。  
また、あわせて別添、別表1・2を作成してください。



## 別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

## （自衛水防組織の編成）

第 1 条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。⑪

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。⑬

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表 1 に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

## （自衛水防組織の運用）

第 2 条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

## （自衛水防組織の装備）

第 3 条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表 2 「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

## （自衛水防組織の活動）

第 4 条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。⑫

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

管理権限者 ( ) ⑪
総括管理者 ( ) (代行者 )

	役職及び氏名	任 務
総括・ 情報班	班長 ( )	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 ( ) 名 ⑫⑬・ ・ ・ ・	

	役職及び氏名	任 務
避難 誘導班	班長 ( )	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 ( ) 名 ⑫⑬・ ・ ・ ・	

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、 携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料

10 防災体制一覧表（施設内共有資料）

様式 8

※行政への提出は必要ありません

管理権限者	( )	⑪
総括管理者	( )	(代行者)

情報収集 伝達要員	担当者	役割
	班長 ( ) 班員 ( ) 名 ⑫⑬・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 気象情報、土砂災害警戒情報等の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡

避難誘導 要員	担当者	役割
	班長 ( ) 班員 ( ) 名 ⑫⑬・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

様式2で定めた防災体制について、管理権限者、情報収集班、避難誘導班の要員を記載します。また、各班の任務を記載することで、日頃から各分担の役割を明確にし、担当者を割り振っておくことが望まれます。

## 6 施設内掲示資料の作成・掲示（提出不要）

様式 9、10 を使って、避難確保計画の抜粋版（施設内掲示資料）を作成しましょう。

作成した施設内掲示用資料は、施設内で常に確認できる位置に掲示しておきましょう。

**※作成は任意であり本市への提出の必要はありません。**

## 7 計画の報告先

民営施設の避難確保計画の提出先は、**施設所在区の区役所総務課**です。  
 なお、市の所管施設は、施設所管課へ提出してください。

該当施設	提出先
民営施設、県所管施設（幼稚園、県立学校、私立学校）	各区役所 総務課
市立保育所	各区役所 こども家庭支援課
地域ケアプラザ、福祉活動拠点	各区役所 福祉保健課
老人福祉センター（指定管理施設）	各区役所 地域振興課
市立小中学校	教育委員会事務局 方面別学校教育事務所
市立高校	教育委員会事務局 高校教育課
特別支援学校	教育委員会事務局 特別支援教育課

### 役所連絡先一覧

区役所	所在地	TEL	FAX
鶴見区役所総務課	鶴見区鶴見中央三丁目 20-1	510-1656	510-1889
神奈川区役所総務課	神奈川区広台太田町 3-8	411-7004	324-5904
西区役所総務課	西区中央一丁目 5-10	320-8308	322-9847
中区役所総務課	中区日本大通 35	224-8112	224-8109
南区役所総務課	南区浦舟町 2-33	341-1225	241-1151
港南区役所総務課	港南区港南四丁目 2-10	847-8315	841-7030
保土ヶ谷区役所総務課	保土ヶ谷区川辺町 2-9	334-6203	334-6390
旭区役所総務課	旭区鶴ヶ峰一丁目 4-12	954-6007	951-3401
磯子区役所総務課	磯子区磯子三丁目 5-1	750-2312	750-2530
金沢区役所総務課	金沢区泥亀二丁目 9-1	788-7706	786-0934
港北区役所総務課	港北区大豆戸町 26-1	540-2206	540-2209
緑区役所総務課	緑区寺山町 118	930-2208	930-2209
青葉区役所総務課	青葉区市ヶ尾町 31-4	978-2213	978-2410
都筑区役所総務課	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	948-2212	948-2208
戸塚区役所総務課	戸塚区戸塚町 16-17	866-8307	881-0241
栄区役所総務課	栄区桂町 303-19	894-8312	895-2260
泉区役所総務課	泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号	800-2314	800-2505
瀬谷区役所総務課	瀬谷区二ツ橋町 190	367-5611	366-9657
市役所施設所管局連絡先一覧			
こども青少年局総務課	中区本町 6 丁目 50 番地の 10	671-4264	663-8061
健康福祉局総務課	中区本町 6 丁目 50 番地の 10	671-2380	664-4739
教育委員会事務局	中区本町 6 丁目 50 番地の 10	671-3240	663-5547
計画の作成に関する問合せ先			
危機管理室地域防災課	中区本町 6 丁目 50 番地の 10	671-3456	641-1677

本日より紹介した避難確保計画のひな形及びマニュアルは下記 URL を参照してください。

「水防法、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成等について」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/fusuigai/20180313141643.html>

「横浜市 避難確保計画」で検索していただいても該当ページが出てきます。

---

# 横浜市要配慮者利用施設の 避難確保計画作成マニュアル

## 横浜市総務局危機管理室

横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10  
電話 045-671-3456 FAX 045-641-1677

令和2年10月発行 横浜市総務局地域防災課  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10  
電話 045-671-3456  
FAX 045-641-1677